

委員会提出議案第3号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出します。

令和7年3月26日提出

南相馬市議会議長 鈴木 昌 一 様

提出者 建設経済常任委員長
 大 場 裕 朗

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書（案）

2024 年春闘結果での賃上げ率は 33 年ぶりの定昇込み 5 % 台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げ率は定昇込み 4 % 台にとどまり、個人消費は低迷しています。そのことは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していない状況にあり、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引の裾野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にあります。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一步を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければなりません。

さらには、人手不足を補うため雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働などの問題を解消すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引上げと早期発効は重要な政策と考えます。

よって、本市議会は福島県の一層の発展をはかるため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引上げに関する次の事項について強く要望いたします。

- 1 福島県最低賃金を速やかに時給 1,000 円に到達させること。特に、国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引上げは継続する必要がある。また、総理の所信表明演説における 2020 年代に全国平均を 1,500 円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めること。
- 2 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含め、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた「取引の適正化」の定着に向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促すこと。
- 3 賃金の多寡と人口移動には相関関係が示されており、労働力確保や人口流出抑制等の多様な政策誘導として最低賃金引上げに取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO 第 94 号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約法制定の検討を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 7 年 3 月 2 6 日

福島県南相馬市議会議長 鈴木 昌一

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

福島労働局長 様